

適正な施工のための 技術者の役割等の明確化

(1) 監理技術者と主任技術者の役割の明確化

- 1) 技術者の役割
- 2) 元下の主任技術者等の職務（役割）の明確化
- 3) 元下の主任技術者等の職務の違い
- 4) 一式工事会社（仮称）や販売代理店の主任技術者の職務（役割）
- 5) 監理技術者等の職務（役割）の明確化
- 6) 販売代理店の主任技術者の職務（役割）
- 7) 売買の仲介業務のみを行う販売代理店の排除

■ 工事現場毎の技術者配置の必要性

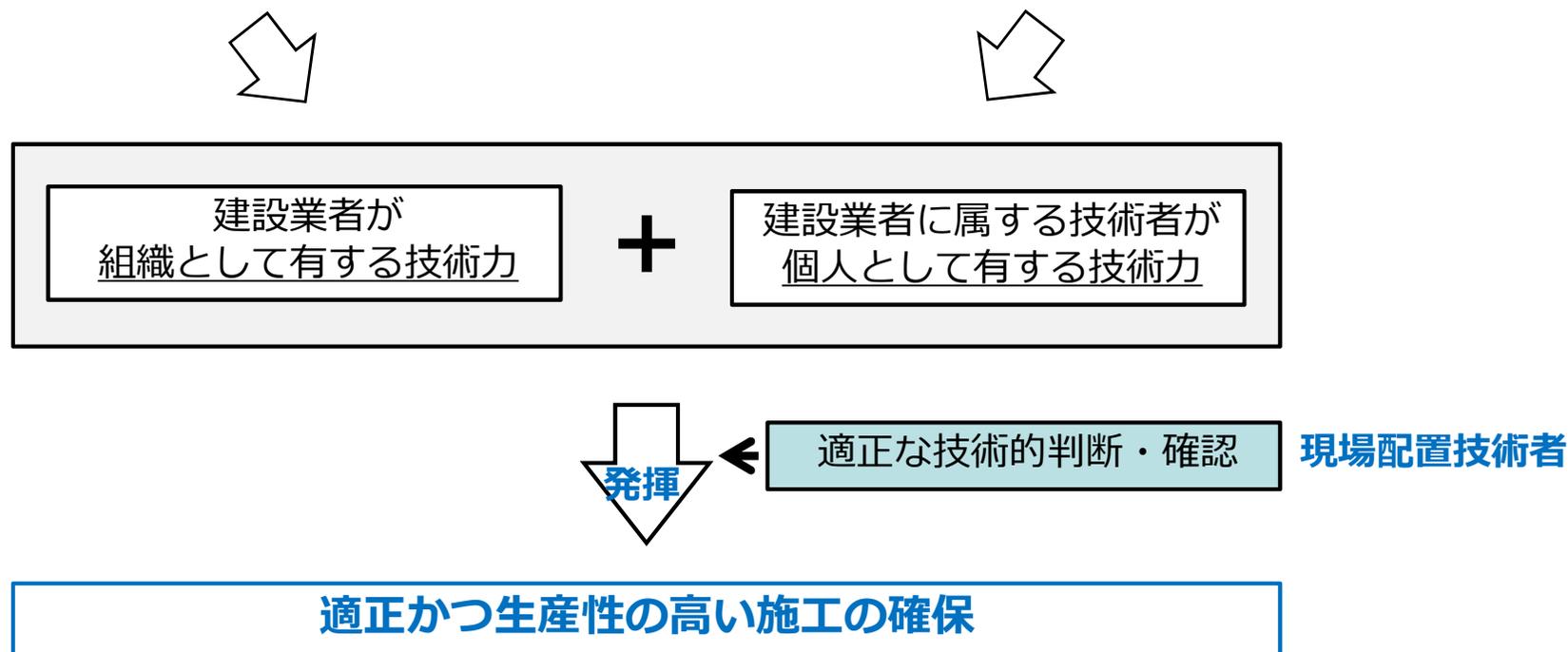
- 適正かつ生産性の高い施工を確保するため高い技術力を有する技術者を工事現場毎に配置。
- 建設生産物ならびに施工の特性を踏まえ、技術者の技術力が必要。

建設生産物の特性

- 一品受注生産（予め品質を確認できない）
- 完成後は瑕疵の有無確認が困難
- 長期間、不特定多数の者に利用される 等

施工の特性

- 下請業者も含めた多数の者による総合組立生産
- 天候等に左右されやすい現地屋外生産
- 発注者は建設業者の技術力を信頼し施工を託す



- 建設業法に規定された職務（役割）は、監理技術者・主任技術者に共通したものの。元下の技術者の役割の違いは明確にされていない。
- 適正施工を確保するにあたり、建設業を取り巻く情勢・変化に対応した、技術者の役割を明確にすべき。

背景

第13回基本問題小委員会（H28.3.2）

建設業を取り巻く情勢・変化

- 施工の専門化・分社化、工事量の増減や繁閑の発生への対応等を背景とした施工体制の複雑化
- 施工責任の不明確化やそれに伴う品質低下の恐れ 等



対応の方向性

施工体制における監理技術者・主任技術者の役割の違いを明確にすべき

現状

技術者等の役割は、建設業法第26条の3（主任技術者及び監理技術者の職務等）並びに「監理技術者制度運用マニュアル」（平成16年3月1日国総建第315号 建設業課長通知）

- 主任技術者及び監理技術者は、工事現場における建設工事を適正に実施するため、当該建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他技術上の管理及び当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督の職務を誠実に行わなければならない。〔建設業法第26条の3〕

○ 同旨

〔監理技術者制度運用マニュアル〕

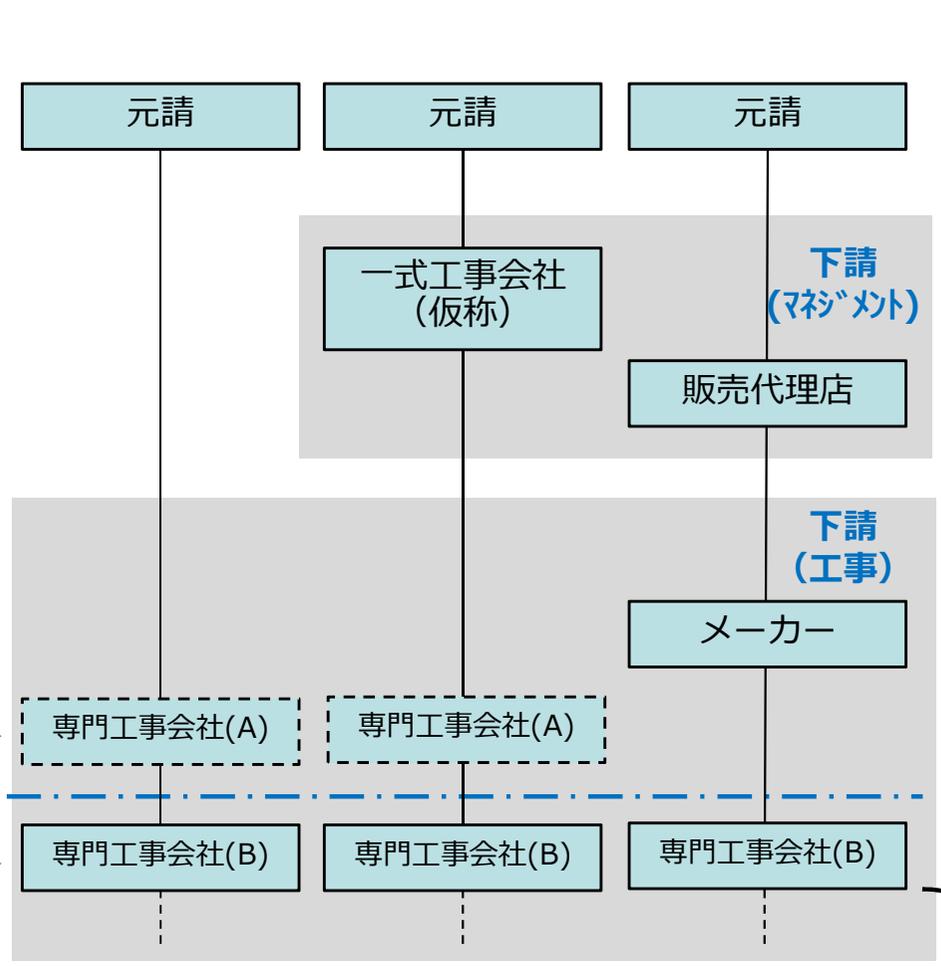
- 業界へのヒアリング等を踏まえ、まずは両極に位置する「元請の監理技術者（大規模工事を念頭）」と「末端の下請の主任技術者」の役割について整理。
- 管理対象となる工事や判断事項等に違いはあるが、品質管理以外については、それぞれの役割は大きくは変わらないと言える。
- 品質管理に関しては、「末端の下請の主任技術者」は「全ての工程について立ち会って確認すること」が本来の役割である一方、「元請の監理技術者（大規模工事を念頭）」の職務は「必要に応じた立会い検査を行いつつ、書類等の確認が中心」と言える。

	元請の監理技術者（大規模工事を念頭）	末端の下請の主任技術者
施工計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> ○下請を含む工事全体の施工計画書の作成 ○下請の作成した施工要領書の確認 ○設計変更等に応じた施工計画書の修正 	<ul style="list-style-type: none"> ○元請が作成した施工計画書等に基づき、受注した工事に関する施工要領書の作成 ○元請等からの指示に応じた施工要領書の修正
工程管理	<ul style="list-style-type: none"> ○下請を含む工事全体の工程管理 ○下請間の工程調整 ○朝礼、巡回、工程会議等の主催 	<ul style="list-style-type: none"> ○受注した工事の工程管理 ○朝礼、工程会議等への参加
品質管理	<ul style="list-style-type: none"> ○下請からの報告書類の確認を中心とした、工事全体の確認 ○必要に応じて立ち会いによる直接確認 	<ul style="list-style-type: none"> ○原則として、全ての工程に立ち会い、直接確認
技術的指導	<ul style="list-style-type: none"> ○技術者の配置等、法令遵守の確認 ○下請を含む工事全体に対する技術指導 	<ul style="list-style-type: none"> ○現場作業員の配置等、法令遵守の確認 ○受注した工事における作業員への技術指導
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○発注者等との協議・調整 ○下請からの協議事項に関する判断 ○受注した工事のコスト管理 ○近隣住民等への説明 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○元請（上位下請）への協議 ○元請等の判断を踏まえた現場レベルの調整 ○受注した工事のコスト管理 等

一式工事会社（仮称）や販売代理店の主任技術者の職務（役割）

- 下請会社の中には、複数の専門工事のマネジメントを行う業者（一式工事会社（仮称））や販売代理店が入っているなど、多様化
- これらの主任技術者が担うべき役割について整理

〔施工体系〕



〔技術者等の分類〕

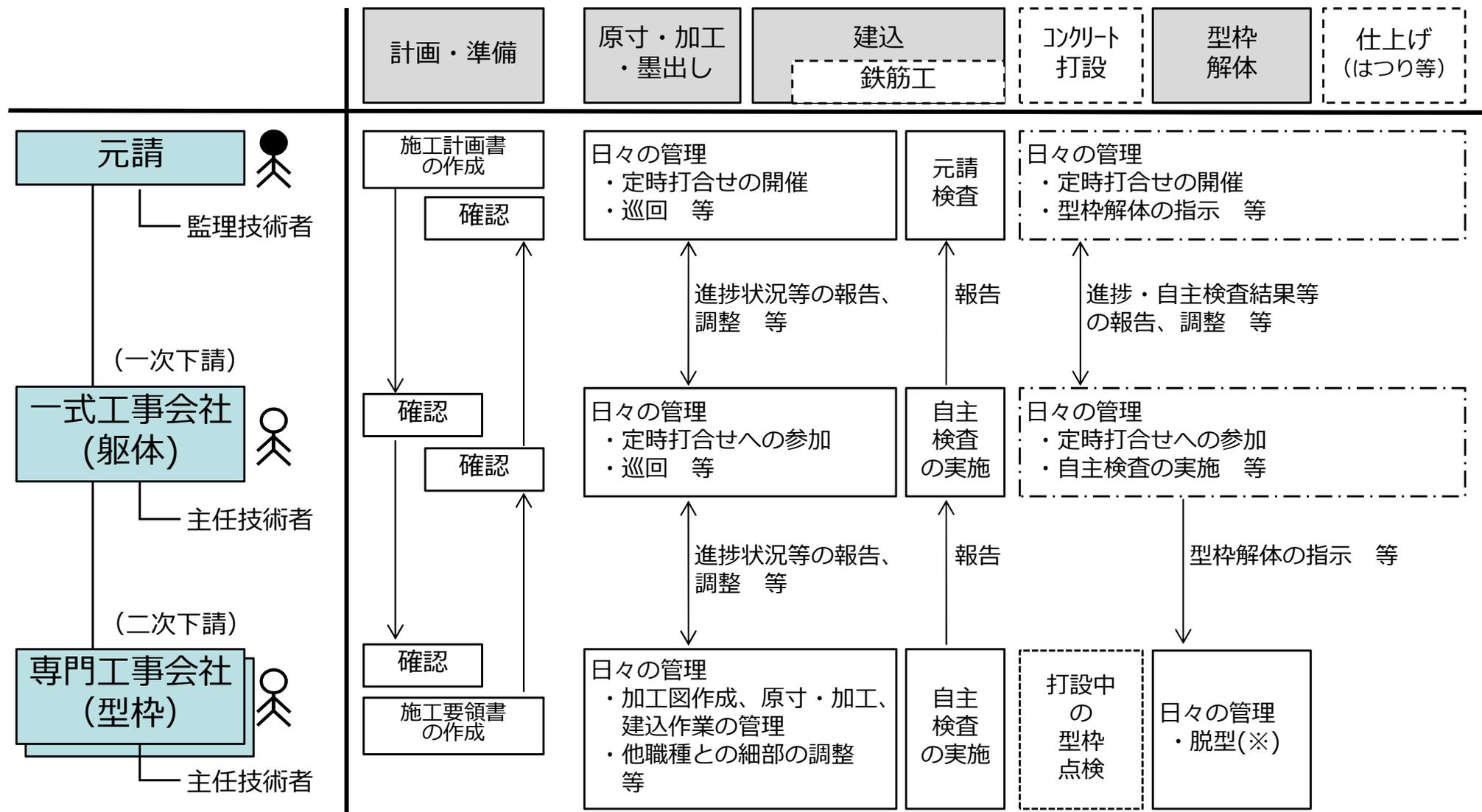
	役割
元請	受注工事全体の施工管理等
下請（マネジメント）	
一式工事会社（仮称）	複数業種の施工管理等（建築設備の空調・衛生や電気設備、住宅躯体）
販売代理店等	当該工種の施工管理等（関与の度合いは各社で異なる）
下請（工事）	
メーカー	当該工種の施工管理等（主に施工要領、製作図等の作成。工事規模が大きい場合に施工管理に関与する傾向）
専門工事会社（A）	単一業種の施工管理等（直接雇用の現場作業員がいない）
専門工事会社（B）	単一業種の施工管理等（直接雇用の現場作業員がいる）

※現場作業員確保のための下請形態（重層化）に対する対策は契約等、別の手法で検討

※専門工事会社（A）は施工体制に入らない場合もある

○ 一式工事会社（仮称）の主任技術者は、元請の監理技術者等が行うべき役割の部分的なとりまとめを担っていると言える。

→ 役割としては、元請の監理技術者等と同等と整理可能ではないか



※工事規模等により複数専門工事会社と契約

※中間検査、完了検査が必要な場合もある

※脱型は他の専門工事会社の場合もある

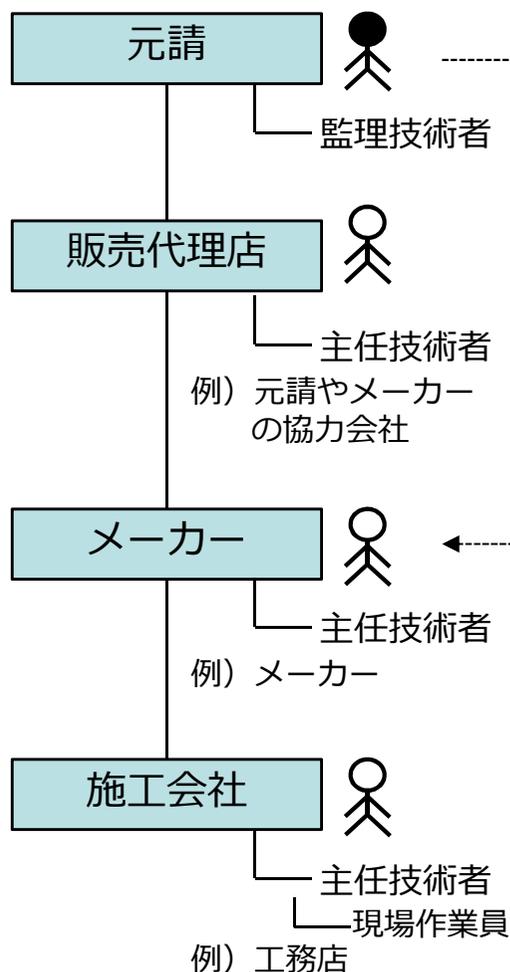
○ 以上を踏まえると、全ての主任技術者等は2種類に大別できるのではないか。

	タイプA	タイプB
役割	○下請を含む請負部分全体の統括的工程管理	○請負部分の工程管理
施工計画の作成	○下請を含む請負部分全体の <u>施工計画書（または施工要領書）</u> の作成 ○下請の作成した施工要領書の確認 ○設計変更等に応じた施工計画書等の修正	○元請が作成した施工計画書等に基づき、 <u>受注した請負部分に関する施工要領書の作成</u> ○元請等からの指示に応じた施工要領書の修正
工程管理	○下請を含む請負部分全体の <u>工程管理</u> ○下請間の工程調整 ○朝礼、巡回、工程会議等の開催、参加	○請負部分の工程管理 ○朝礼、工程会議等への参加
品質管理	○ <u>下請からの報告書類の確認を中心とした、請負部分全体の確認</u> ○ <u>必要に応じて立ち会いによる直接確認</u>	○原則として、 <u>全ての工程に立ち会い、直接確認</u>
技術的指導	○技術者の配置等、法令遵守の確認 ○下請を含む請負部分全体に対する技術指導	○現場作業員の配置等、法令遵守の確認 ○受注した請負部分における作業員への技術指導
その他	○発注者等との協議・調整 ○ <u>下請からの協議事項への対応（判断等）</u> ○請負部分全体のコスト管理 ○近隣住民等への説明等 等	○ <u>元請（上位下請）への協議</u> ○ <u>元請等の判断を踏まえた現場レベルの調整</u> ○請負部分のコスト管理 等

全ての主任技術者がどちらに分類されるかの判断基準は、引き続き検討。

販売代理店の主任技術者の職務（役割）

- 販売代理店が下請に入る場合、「その下に入る下請工事全体のマネジメント」を行う場合以外にも、「売買の仲介業務のみ」を行っている場合がある
- 「売買の仲介業務のみ」を行う販売代理店に、主任技術者を置いてその役割を期待することは非現実的ではないか



役割(共通項を整理)	妥当性
<ul style="list-style-type: none"> ○元請監督技術者等は、メーカーの主任技術者と直接やり取りをする傾向。 ○重要工程を現場立会や書類による確認。 	—
<ul style="list-style-type: none"> ○元請への営業活動等を担う。 ○現場での役割は、メーカーのそれに包含。(○必要に応じ、地元の施工会社を手配。) 	<ul style="list-style-type: none"> ○元請から見ると、与信、メーカーの保証から必要。 ○メーカーから見ると、営業及び製品管理を外注した方が経済的かつ効率的。 ○販売代理店から見ると、売上計上できるメリット。
<ul style="list-style-type: none"> ○施工要領書の作成 ○製品に応じた工程管理及び自社検査等の品質管理、現場立会。 ○下請（施工会社）に対する施工指導 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○製品のノウハウを保持。マイナーチェンジに対応した施工計画書を作成可能。品質管理や工程管理を任せられる。 ○瑕疵が発生した場合、材工等に対応できる。
<ul style="list-style-type: none"> ○メーカーの管理のもと施工を実施。 ○上位にメーカーが入らない場合は、施工会社がメーカーと同じ役割を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ○実際の施工を担当。 ○メーカーの協力会社、又は製品の施工に精通していることが多い。

○ 売買の仲介業務だけの役割を担う販売代理店は、施工体制（請負契約）からは排除することを基本とすべきではないか

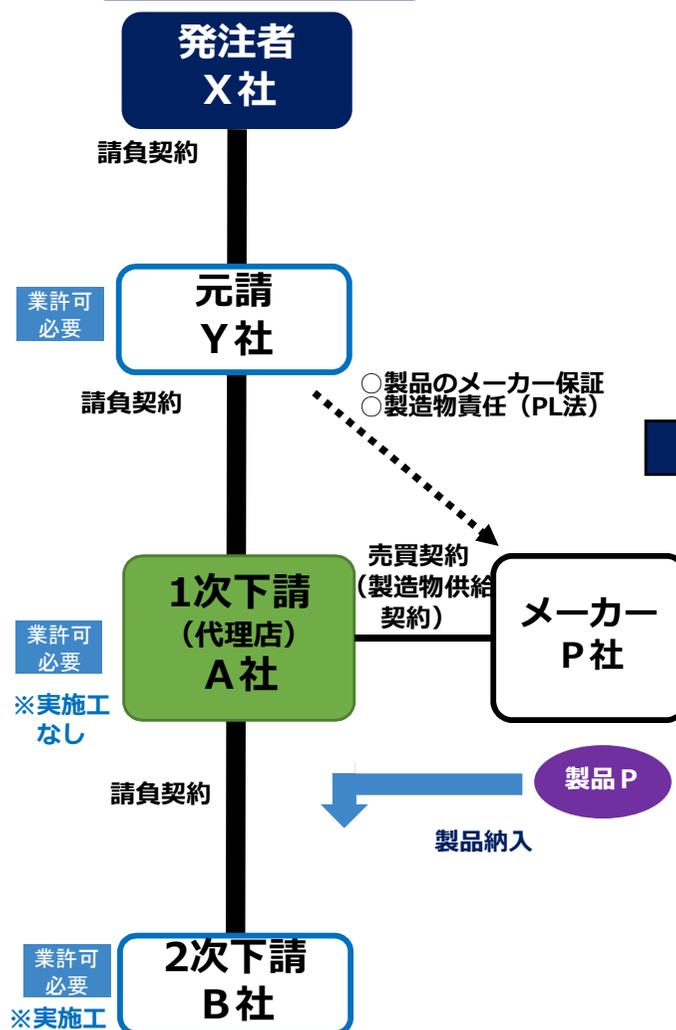
元請にとってのメリット

- 材工の管理・調整が一本化
- 下請の円滑な選定・調達
- 与信（経営の安定性や信用力、瑕疵担保責任の負担力）
- スケールメリットによる調達コストの低減

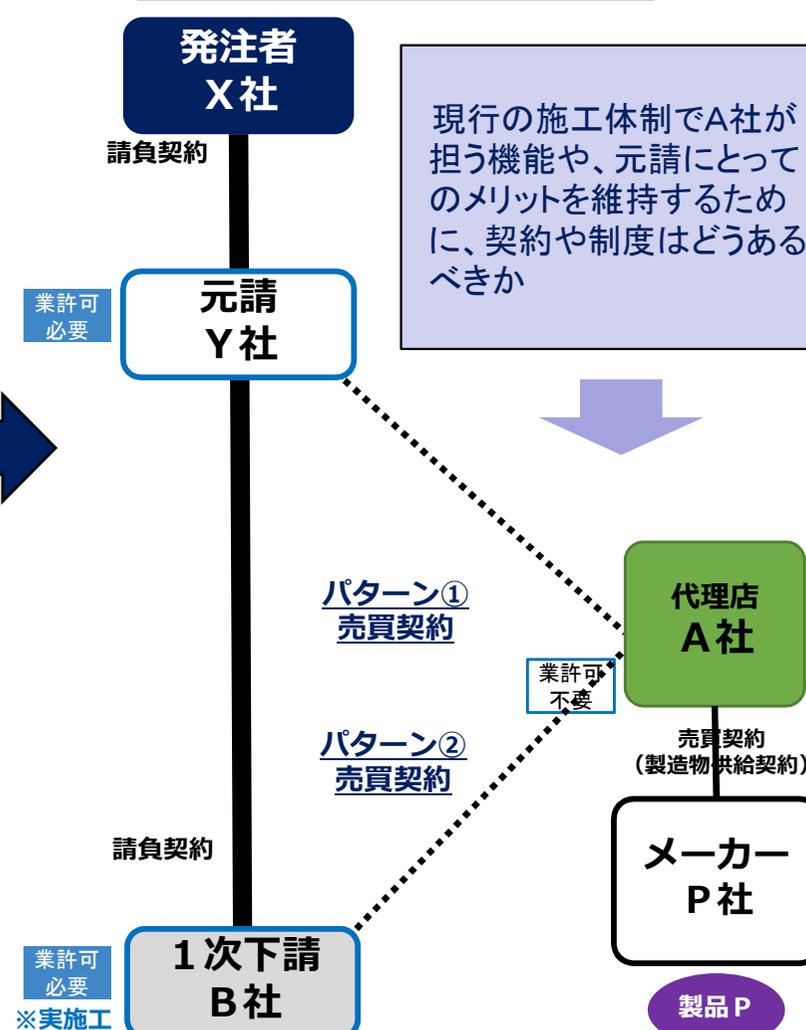
A社にとってのメリット

- 請負金額を売上に計上できる
- 材工の請負を通じ販路が拡大

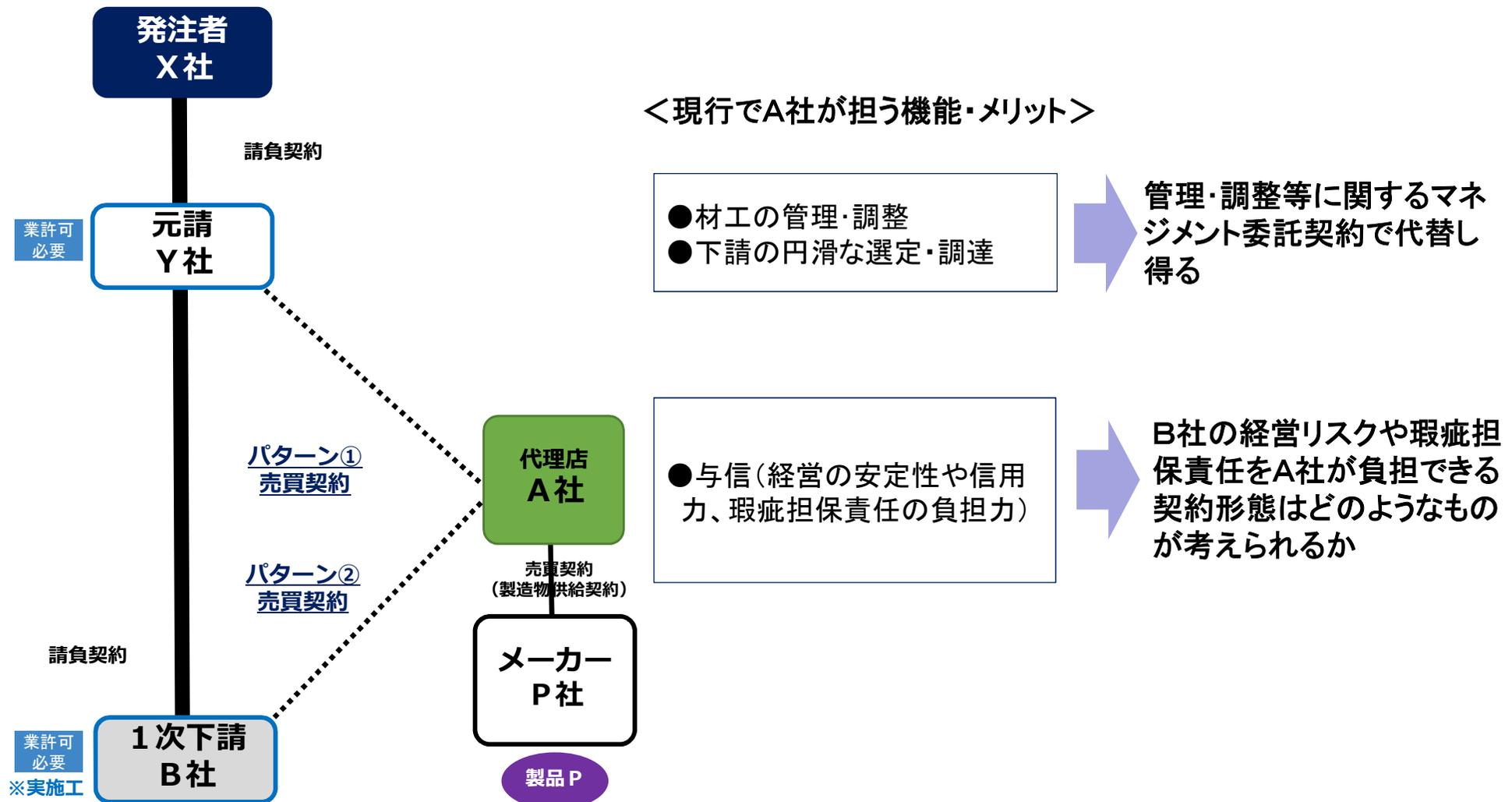
【現行の施工体制】



【施工体制から排除された場合】



○ 一方、「民間同士の取引関係について排除を求めること」「請負契約から外れた販売代理店が不正行為を行った場合、どのように責任を問えるか」など課題はあり

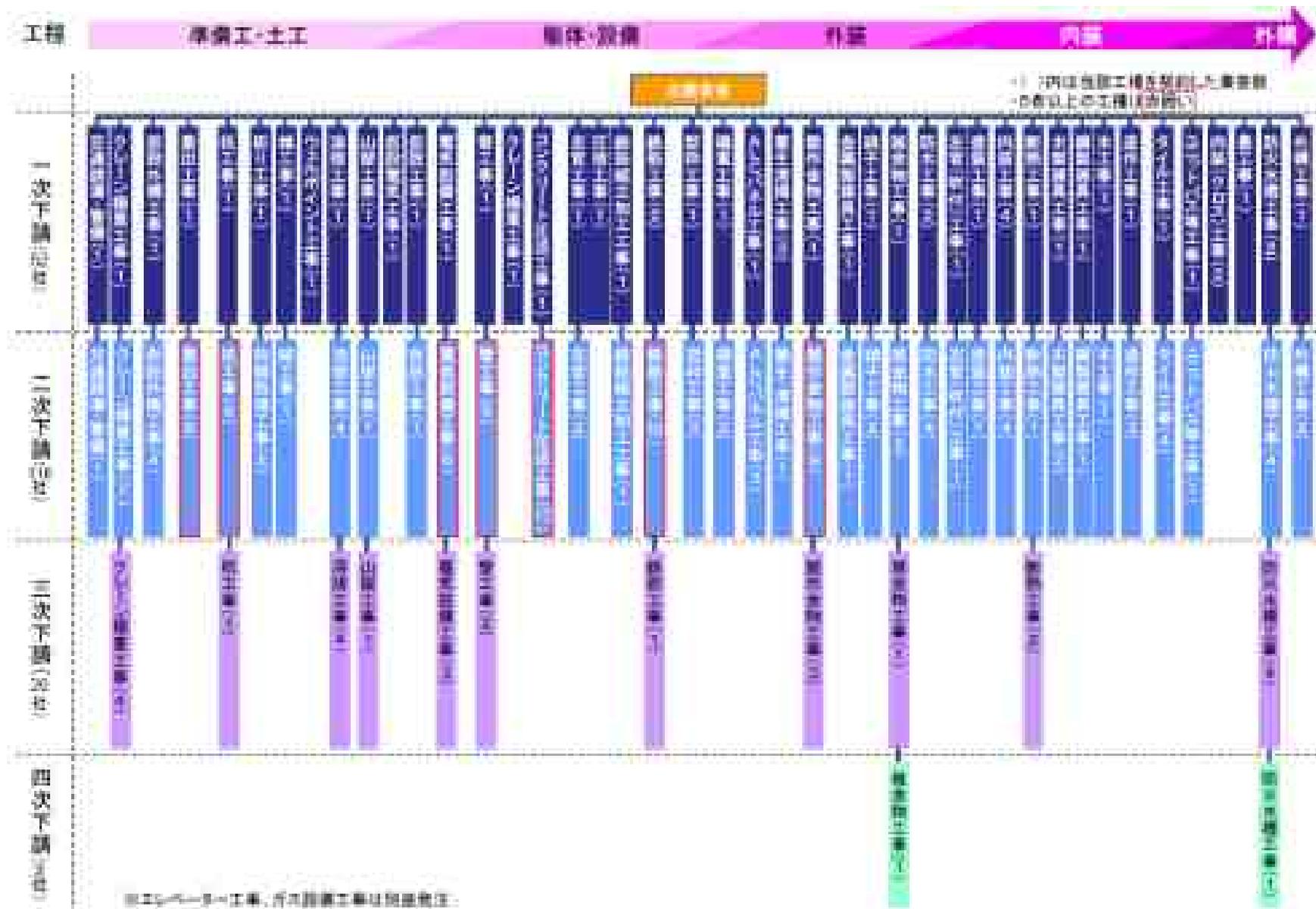


(2) 大規模工事における元請技術者の配置

- 1) 大規模工事の現状
- 2) 監理技術者の配置に関する規定
- 3) 大規模工事における監理技術者等を補佐する者の配置

○ 大規模な工事現場においては、監理技術者が、下請からの報告を全て直接確認することは事実上困難と言える。

集合住宅建築工事に係る施工体制の事例【所在地：埼玉県、戸数：200戸】



○ 建設業法には、監理技術者及び主任技術者の配置に関してのみ規定。

○ 建設業法

(主任技術者及び監理技術者の設置等)

第二十六条 建設業者は、その請け負った建設工事を施工するときは、当該建設工事に関し第七条第二号イ、ロ又はハに該当する者で当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの（以下「主任技術者」という。）を置かなければならない。

2 発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が第三条第一項第二号の政令で定める金額以上になる場合においては、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に関し第十五条第二号イ、ロ又はハに該当する者（当該建設工事に係る建設業が指定建設業である場合にあつては、同号イに該当する者又は同号ハの規定により国土交通大臣が同号イに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者）で当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの（以下「監理技術者」という。）を置かなければならない。

3 公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で政令で定めるものについては、前二項の規定により置かなければならない主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに、専任の者でなければならない。

○ 監理技術者制度運用マニュアル

二-二 監理技術者等の設置

発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、下請契約の予定額を的確に把握して監理技術者を置くべきか否かの判断を行うとともに、工事内容、工事規模及び施工体制等を考慮し、適正に技術者を設置する必要がある。

(1) 監理技術者等の設置における考え方

- ・ 建設工事の適正な施工を確保するためには、請け負った建設工事の内容を勘案し適切な技術者を適正に設置する必要がある。 このため、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、事前に監理技術者を設置する工事に該当すると判断される場合には、当初から監理技術者を設置しなければならず、監理技術者を設置する工事に該当するかどうか流動的であるものについても、工事途中の技術者の変更が生じないように、監理技術者になり得る資格を有する技術者を設置しておくべきである。

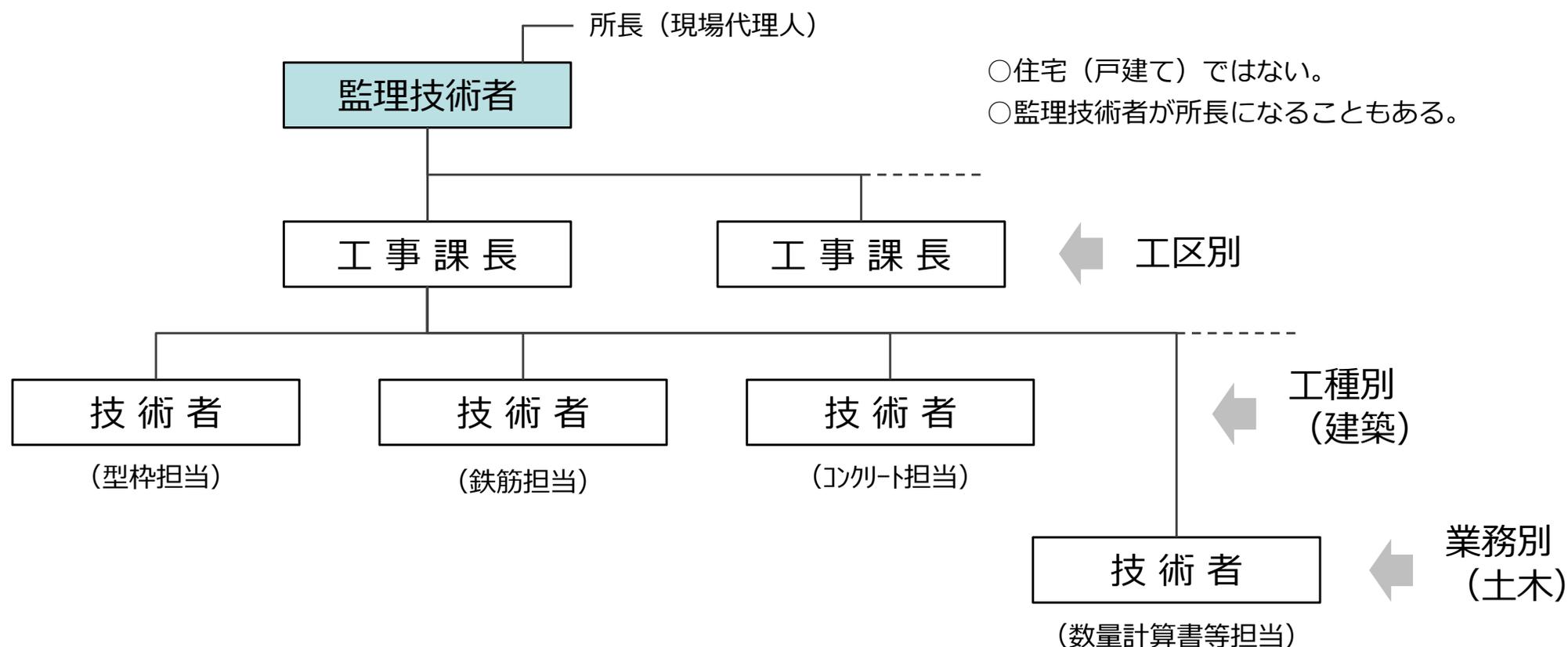
また、主任技術者、監理技術者の区分にかかわらず、下請契約の請負代金の額が小さくとも工事の規模、難易度等によっては、高度な技術力を持つ技術者が必要となり、国家資格者等の活用を図ることが適切な場合がある。発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、これらの点も勘案しつつ、適切に技術者を設置する必要がある。

- 業界からのヒアリングによれば、実態として、大規模工事においては複数の技術者が配置されていることが通例。

配置

大規模工事では、一般的に工事長が工区別、技術者が工種別に配置

- 建築の場合、工種別に明確な役割分担がある一方、土木の場合、現場状況等に応じ臨機応変に対応。



- 現在の監理技術者制度運用マニュアルでは、補佐となる技術者を置いた場合に関する記載がされているが、積極的に置くことが望ましいという内容にはなっていない

○ 監理技術者制度運用マニュアル

二-三 監理技術者等の職務

監理技術者等は、建設工事を適正に実施するため、施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び施工に従事する者の技術上の指導監督の職務を誠実に行わなければならない。

- ・ 監理技術者等の職務は、建設工事の適正な施工を確保する観点から、当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどることである。すなわち、建設工事の施工に当たり、施工内容、工程、技術的事項、契約書及び設計図書の内容を把握したうえで、その施工計画を作成し、工事全体の工程の把握、工程変更への適切な対応等具体的な工事の工程管理、品質確保の体制整備、検査及び試験の実施等及び工事目的物、工事仮設物、工事用資材等の品質管理を行うとともに、当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督を行うことである（法第二十六条の三第一項）。
特に、監理技術者は、建設工事の施工に当たり外注する工事が多い場合に、当該建設工事の施工を担当するすべての専門工事業者等を適切に指導監督するという総合的な役割を果たすものであり、工事の施工に関する総合的な企画、指導等の職務がとりわけ重視されるため、より高度な技術力が必要である。
また、工事現場における建設工事の施工に従事する者は、監理技術者等がその職務として行う指導に従わなければならない（法第二十六条の三第二項）。
- ・ なお、監理技術者等が、同じ建設業者に所属する他の技術者を活用しながら監理技術者等としての職務を遂行する場合には、監理技術者等を補佐するこれらの他の技術者の職務を総合的に掌握するとともに指導監督する必要がある。この場合において、適正な施工を確保する観点から、個々の技術者の職務分担を明確にしておく必要があり、発注者から請求があった場合は、その職務分担等について、発注者に説明することが重要である。

- 監理技術者の役割を補佐的に分担する技術者を別途配置することは、良好な施工を進めるためにも有効であり、積極的な配置をマニュアルに記載すべきではないか
- 一方で、工事に関する情報が散逸することは、全体の施工管理等を把握する者がいなくなってしまう、責任の所在が不明確になるため、監理技術者は全体を総括する立場の技術者として、1名としておくべきではないか

○ 監理技術者制度運用マニュアルの記載イメージ

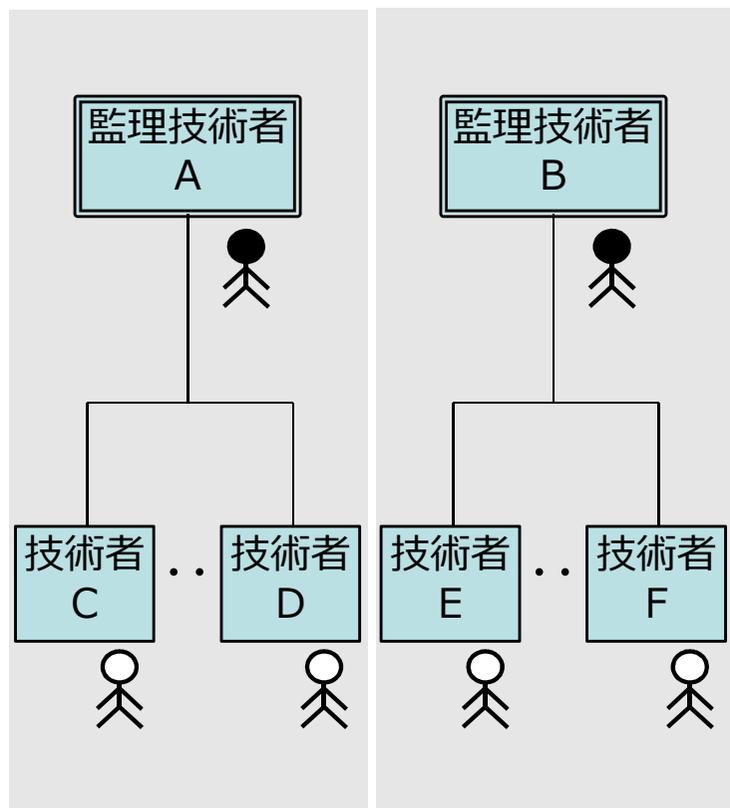
二-三 監理技術者等の職務

- ・ 特に大規模な工事現場等については、監理技術者等1人で求められる役割を直接こなすことは困難であり、良好な施工を確保するためにも、その補佐的な役割を担う技術者を同じ建設業者に所属する技術者の中から配置することが望ましい。

しかし、そのような場合も、これらの技術者はあくまでも監理技術者を補佐する立場の者であり、一つの工事現場における監理技術者等は総括的な立場として1人に情報集約し、監理技術者等は、これらの他の技術者の職務を総合的に掌握するとともに指導監督する必要がある。なお、補佐的な役割を担う技術者を配置する場合には、適正な施工を確保する観点から、個々の技術者の職務分担を明確にしておく必要があり、発注者から請求があった場合は、その職務分担等について、発注者に説明することが重要である。

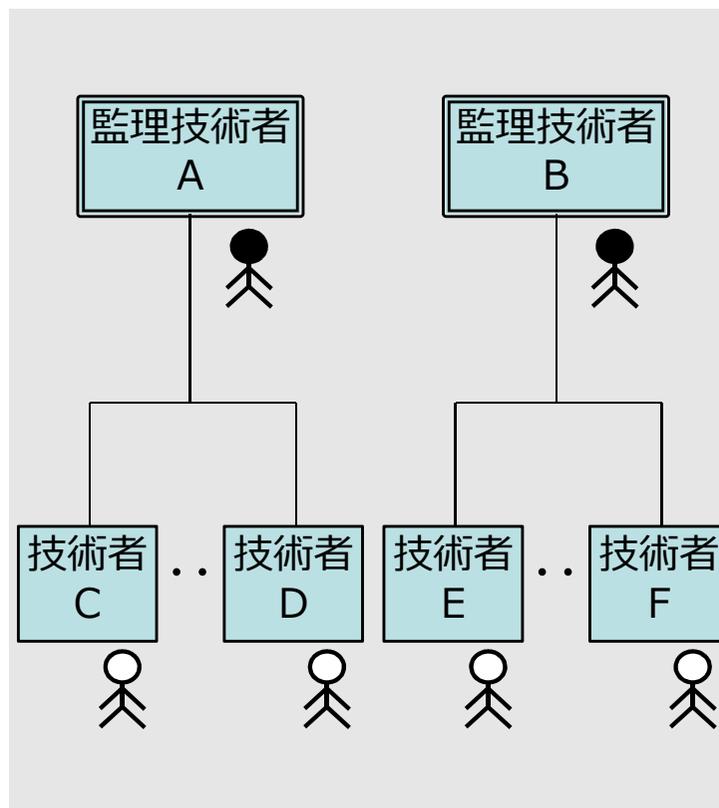
□ : 監理技術者

異なる工事現場の場合

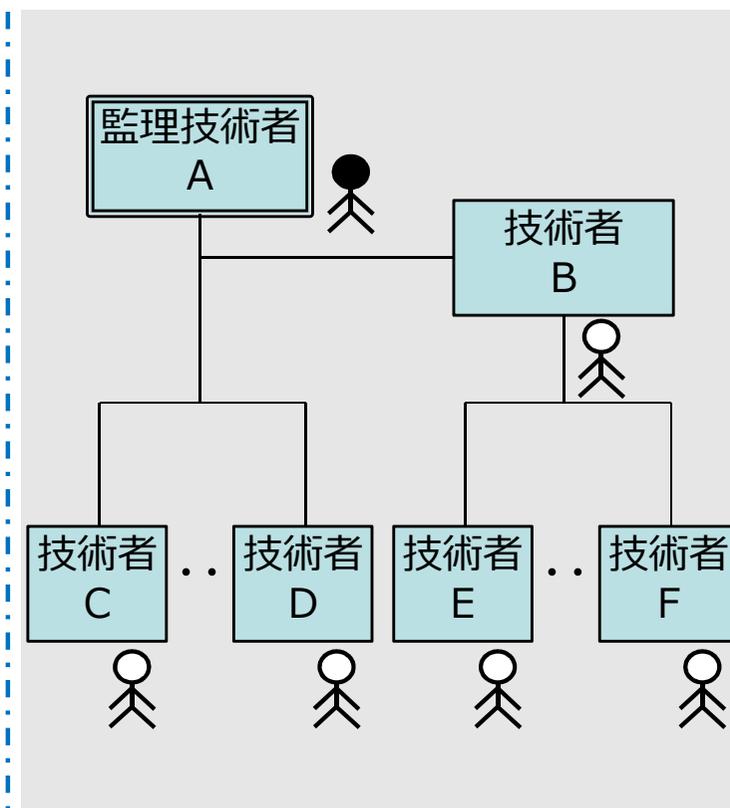


異なる工事現場についてはそれぞれ異なる監理技術者を配置

同一の工事現場の場合



同一工事現場に複数の監理技術者を配置することは、全体を把握する者がおらず、責任の所在が不明確になるおそれがある



監理技術者は総括的な立場として1人としつつ、補佐的な役割を担う技術者を配置することは望ましい

(3) 監理技術者等の専任配置

- 1) 建設業法における専任配置
- 2) 専任配置に係る金額について
- 3) 他の工事への従事の考え方

- 主任技術者等は重要な工事において専任配置しなければならない。〔建設業法第26条〕
- 専任配置は重要な工事に対して求められ、公共性や多数の者が利用する施設等のうち、一定以上の請負金額が対象となっている。

公共性のある 又は 多数の者が利用する施設等

国又は地方公共団体が注文者である施設又は工作物に関する建設工事(政令第27条第1項第1号)

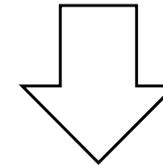
公共性のある施設又は工作物に関する建設工事
(政令第27条第1項第2号)

- ・鉄道、道路、堤防、ダム、飛行場、上水道又は下水道等
(政令第15条第1号)
- ・発送電施設、ガス事業用施設(政令第15条第3号)

次に掲げる施設又は工作物に関する建設工事
(政令第27条第1項第3号)

- ・石油パイプライン、電気通信施設、放送施設、学校、図書館、美術館、博物館、社会福祉施設、病院又は診療所、火葬場、廃棄物処理施設、熱供給施設、集会場、市場、百貨店、事務所、ホテル、旅館、共同住宅、寄宿舎又は下宿、公衆浴場、興行場、神社、寺院、教会、工場、展望塔

建設工事で工事一件の請負代金の額が2,500万円
(建築一式工事 5,000万円)
以上



建設業法施行令の一部を改正する政令
(平成28年4月1日 閣議決定)

施行日 平成28年6月1日

建設工事で工事一件の請負代金の額が3,500万円
(建築一式工事 7,000万円)
以上

重要な工事

主任技術者等の専任配置

専任: 他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事すること。

- 業界へのヒアリング等によれば、専任の必要性は工事の難易度により判断すべきとの意見が大勢
- 金額のみで規定している制度と乖離が生じているのではないか。

① 工場製品の割合が高い工事は、現場での役割が減少

ex.) エレベーター、低層集合住宅等

② 断続的に施工が発生する工事では、専任配置が非効率

ex.) 鉄筋、型枠、防水、仮設等

③ 工期の長い工事（月当たり完成工事高の小さい工事）では、技術者の人件費が賄えない可能性

ex.) 時間を要するが技術的に難しくない工事

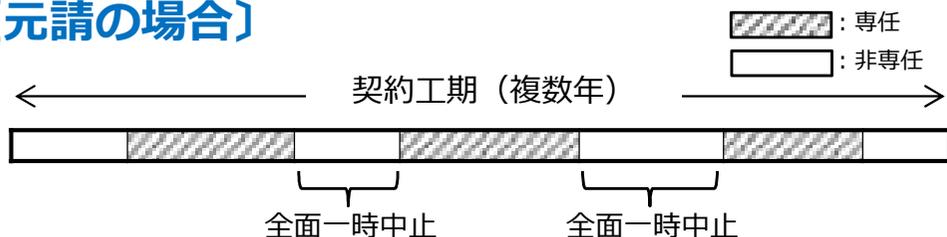
〔過去の金額の変遷〕

改正年	専任が必要な請負金額 (建設業法26条3項)
S24	200万円 (電気配線工事、管工事は50万円)
~~~~~	
S63	<b>1,500万円</b> (建築一式工事は3,000万円)
H6	<b>2,500万円</b> (建築一式工事は5,000万円)
H28.6	<b>3,500万円</b> (建築一式工事は7,000万円)

○ 技術者の効率的活用を推進するために、**発注者（下請の場合は発注者と元請）**による了解のもと、**一定程度の要件（上限）**を設けた上で非専任期間に他の専任工事に従事できる仕組みを構築。

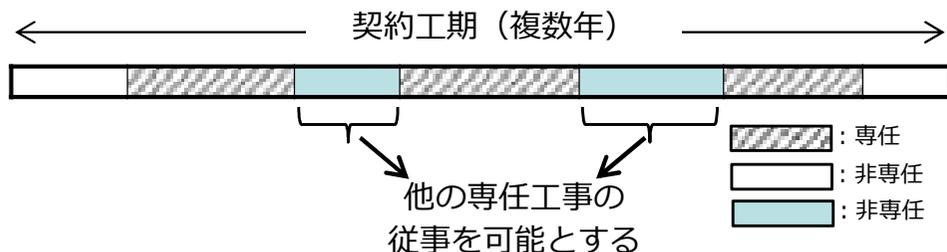
- 建設業法では、工事現場ごとに技術者の配置を義務付け。
- その工事に影響のないことを前提に、限定された期間について他の専任工事に従事。
- 但し、他の専任工事への従事期間を事前に関係者合意の上、いかなる場合も延長がない前提で運用。

## 〔元請の場合〕



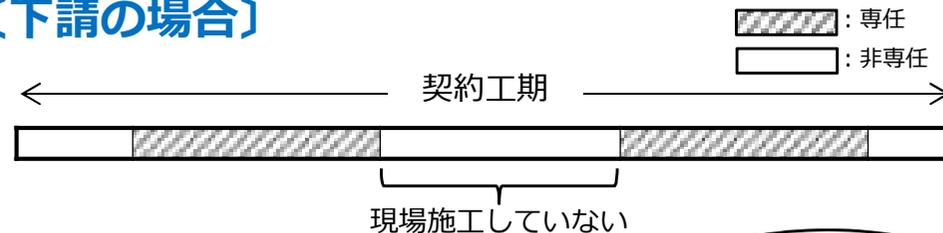
不必要な技術者配置を回避することによる生産性向上

発注者の了解等



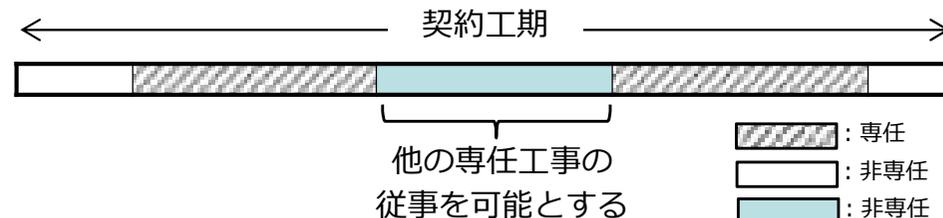
例えば、河川工事では出水期に一時中止になる場合があるが、その間、他の専任工事に従事可能

## 〔下請の場合〕



上位下請を通し発注者と契約した元請と発注者の了解等

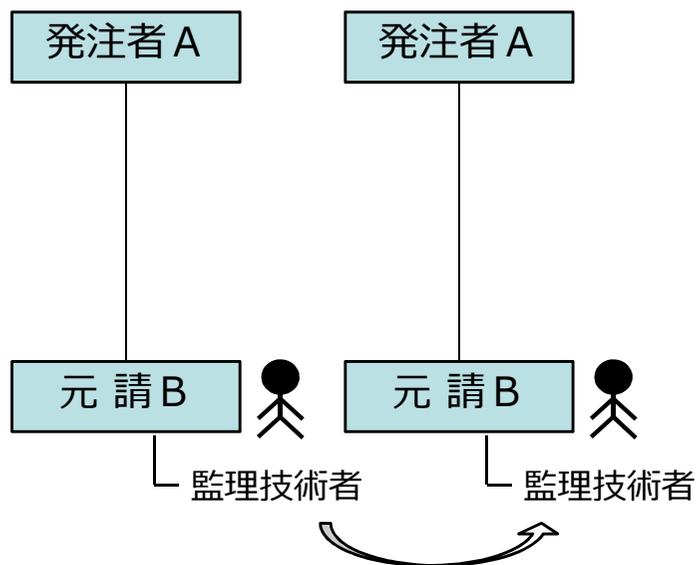
元請責任のもと、下請の技術者の非配置期間において元請が責任負担



例えば、鉄筋や型枠工事等施工が断続的に発生する場合に、現場施工していない間、他の専任工事に従事可能

## 〔監理技術者の専任制〕

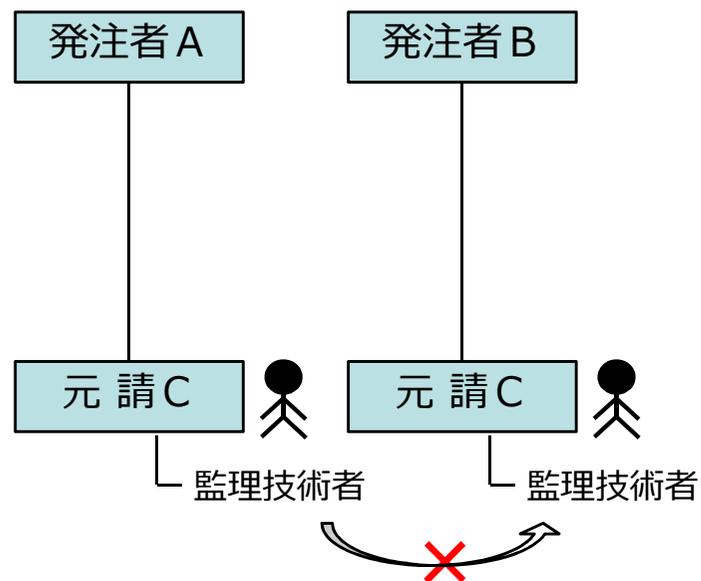
発注者が同一の場合



発注者の了解が得られれば、他の工事に従事することを認める  
(専任が求められる場合を含む)

※ 一定程度の要件(上限)は設定

発注者が異なる場合



発注者が異なるため、他の専任工事に従事することは認めない

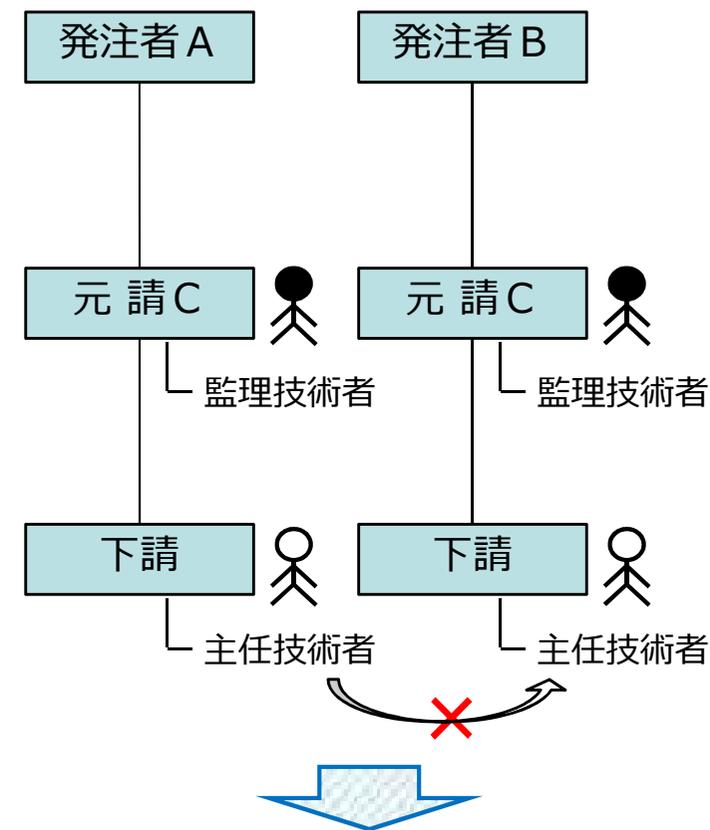
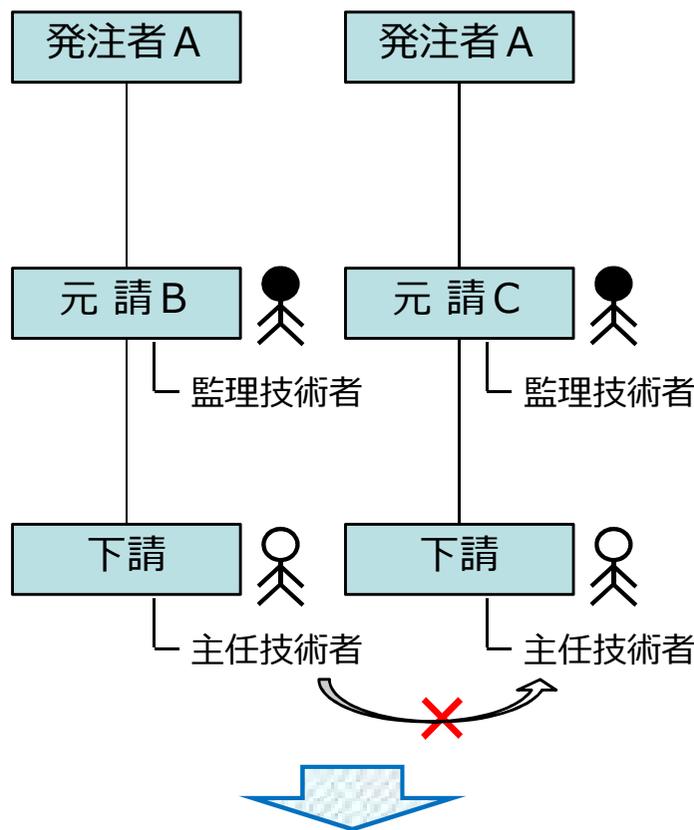
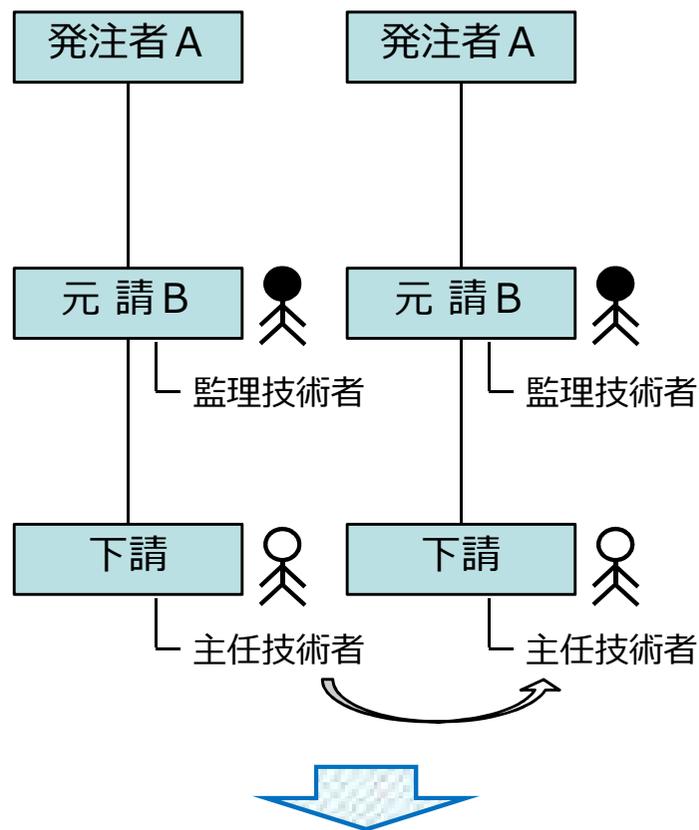
## 〔主任技術者（下請）の専任制〕

※専任を求められない期間であることが前提

### 発注者・元請が同一の場合

### 元請が異なる場合

### 発注者が異なる場合



発注者 A・元請 B の両者の了解が得られれば、他の工事に従事することを認める

元請が異なるため、他の工事に従事することは認めない

発注者が異なるため、他の工事に従事することは認めない

※ 一定程度の要件（上限）は設定